

第3回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和3年1月25日（月）午後1時18分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第3回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について

出席委員 10名		欠席委員 0名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6	朝倉 勇二	6	
7	石山 清孝	7	
8	田嶋 秀夫	8	
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	山岸 健		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

7番 石山 清孝 ㊟

8番 田嶋 秀夫 ㊟

<b>【開会】 午後1時18分</b>	
事務局長	<p>1時30分からの予定ではございますが、皆さまお揃いですと、このあと研修会も控えておりますので、ただ今から第3回南越前町農業委員会総会を開催させていただきます。</p> <p>はじめに、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<b>【会長あいさつ】</b>	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
<b>【議事録署名委員の指名】</b>	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、7番 石山委員と8番 田嶋委員をお願いいたしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
<b>【議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について】</b>	
議長	<p>これより議事に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議案第1号についてご説明いたします。座って説明させていただきます。</p> <p>資料1ページをお願いします。今回の農地法第4条の許可申請は、1件でございます。</p> <p>番号1 申請人は南越前町にお住まいの方です。</p> <p>申請地の利用状況は一毛作で、車庫兼倉庫の建築を目的とするものです。農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地と判断いたします。また、当該地は農振農用地であったことから、昨年9月の農業委員会にて、南越前町農業振興計画（いわゆる27号計画）の策定および南越前農業振興地域整備計画の変更に係る意見について支障なしと決定いただき、農振農用地区域からの除外について県へ協議し、来月の公告日予定で進めている農地でございます。</p> <p>車庫兼倉庫の敷地への転用にあたり、隣接農地との境は土留により土砂流出の被害防止策を施し、雨水は自然流下により道路側溝に放流する計画となっております。この申請に際し、地元区長や農家組合長、隣接農地所有者、土地改良区等からの承諾も得られています。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。3ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、本件は申請者の住宅近くで集落に接続して車庫を建築するもので、例外的に転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	ただ今の事務局の説明に関連して、現地確認の報告を石山委員さんお願いします。
石山委員	はい、報告いたします。 1月14日に田嶋委員さんと小不動委員さんと私と事務局長、ならびに事務局担当の5人で現地確認をいたしました。 申請地は、集落に隣接する農地の縁辺部に位置し、南側と西側に住宅が隣接しており、集団農地の辺地にあたります。北側と東側が農地に隣接しております。積雪により、農地の現況は確認できませんでしたが、農地から4m離れて建築するなど被害防除策も計画されていることから、問題ないと判断いたします。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および石山委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (沈黙) 県への諮問はいつか。
事務局	2月24日の常設審議委員会を予定しております。
議長	その他、ご意見等ございますか。 (沈黙 意見なし) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可相当として決定いたしました。
<b>【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】</b>	
議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。番号1から4を一括して議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 資料5ページをご覧ください。今回の農地法第5条の許可申請は4件です。 このうち、番号1と2と4の申請地は、先程の議案第1号と同じく来月農振除外が完了する予定の農地でございます。また、番号3の申請地は、平成30年8月8日公告により、農振除外された農地でございます。転用申請が遅れた理由は、当初申請された方がお亡くなりになられ、娘さんに土地と家屋の相続手続きをするのに時間を要したためです。 また、4件とも農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地と判断いたします。  まず、番号1について、でございますが、譲渡人は南越前町にお住いで、譲受人は同じ集落にお住いの方です。申請地は申請者が役員として経営する事業所の南側に敷地を拡張し、駐車場と資材置場として利用することを目的としております。 転用にあたり、隣接農地との境は土留により法面を設置し、土砂流出の被害防止策を施し、雨水は自然流下により農業用排水路に放流する計画となっております。この申請に際し、地元区長や農家組合長、隣接農地所有者、土地改良区等からの承諾も得られています。

事務局	<p>位置につきましては、6ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。7ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。4ページにお戻りください。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、本件は既存施設の拡張を行うものであります。また、既存敷地面積の2分の1を超えない拡張事業ということで、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に、番号2でございますが、5ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、南越前町にお住いの方ほか9名で、譲受人は、地方公共団体です。申請地の転用目的は、既存工業団地の拡張整備事業により既存事業所の拡張区画と公募による企業誘致区画を造成し分譲するものです。この事業は、人口流出の抑制と既存事業所の事業拡大による町内経済の活性化を目的としております。</p> <p>転用にあたり、隣接農地はございませんが、事業排水は合併浄化槽にて処理し、既存の農業用排水路を暗渠としたうえで、一級河川に放流します。雨水は調整池を設け、事業用排水と併せて放流量を調整し、現状以上に負荷を与えないように放流する計画となっています。この申請に際し、地元区長や農家組合長、耕作者、土地改良区等からの承諾も得られています。</p> <p>位置につきましては、8ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。9ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。4ページにお戻りください。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、本件は南越前農業振興地域整備計画に掲げる計画に従って整備するために行われるものであり、転用目的は問題ないと考えます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に、番号3番でございますが、5ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は南越前町にお住いの方で譲受人は町外にお住いの方です。申請目的は、申請者の住宅敷地を拡大して屋根雪下ろしの支障を解消したいというものです。</p> <p>転用にあたり、隣接農地との境はL型擁壁を設置し、土砂流出の被害防止策を施し、排水は道路側溝に放流し、雨水は自然流下し南側道路下にある農業用排水路に放流する計画となっています。この申請に際し、地元区長や農家組合長、隣接農地所有者、土地改良区等からの承諾も得られています。</p> <p>位置につきましては、10ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。11ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。4ページにお戻りください。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落に接続した住宅敷地を拡大するもので、例外的に転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>最後に、番号4について、でございますが、譲渡人は南越前町にお住いの方ほか3名で、譲受人は同じ集落に事業所を置く企業です。申請地は不耕作地です。当該事業所の県道を挟み南側に敷地を拡張し、駐車場と資材置場として利用することを目的としております。</p> <p>転用にあたり、農地より埋め立てを低くすることにより、隣接農地への土砂流出を防止し、雨水は自然流下し農業用排水路に放流する。また土地改良区と協議を行い、農業用排水路の上にグ</p>
-----	---

事務局	<p>レーチングまたは鉄板を敷く計画となっています。この申請に際し、地元区長や農家組合長、隣接農地所有者等からの承諾も得られています。</p> <p>位置につきましては、12 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。13 ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。14 ページをご覧ください。</p> <p>第 1 種農地は原則不許可ですが、本件は既存施設の拡張を行うものであります。また、既存敷地面積の 2 分の 1 を超えない拡張事業ということで、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、番号 1 および番号 2 の現地確認の報告を田嶋委員さんお願いします。</p>
田嶋委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>1 月 1 4 日に石山委員さんと同じく 5 人で現地確認をいたしました。</p> <p>まず、番号 1 の申請地は、集落の入り口にあたる県道沿いに立地する事業所の敷地が北側に位置しており、東側は農業用排水路、南側は農地、西側は町道に面しております。集団農地の辺地にあたります。積雪により近くまで行けず、農地の現況の確認はできませんでした。しかし、事業所に面し事業に一体的な土地利用の計画であることから、問題ないと判断いたします。</p> <p>次に、番号 2 の申請地北側は、既存工業団地、東側は町道および北陸自動車道、南側は一級河川、西側は町道を挟み一級河川に隣接しています。積雪により、農地の現況の確認は同じくできませんでした。周辺農地はなく、町の計画に従って整備されるということで、問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続いて、番号 3 および番号 4 の現地確認の報告を小不動委員さんお願いします。</p>
小不動委員	<p>はい。それでは、報告いたします。</p> <p>同じく 1 月 1 4 日に 5 人で現地確認をいたしました。</p> <p>まず、番号 3 の申請地は、集落の県道沿いに位置し、北側と南側は道路、東側は申請者の住宅、西側は農地に面しております。積雪により、農地の現況の確認はできませんでしたが、屋根雪を下ろすスペースとしての敷地拡大は、問題ないと判断いたします。</p> <p>次に、番号 4 の申請地は、集落と集落の間にある事業所が北側に位置し、東側は原野、南側は山林、西側は農地に隣接しています。これも同じく積雪により、農地の現況の確認はできませんでしたが、既存事業所に隣接し、事業に一体的な土地利用の計画でということで、問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および田嶋委員と小不動委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(川崎委員挙手)</p> <p>川崎委員どうぞ</p>
川崎委員	<p>いいですか。冬場の現地確認はいかが。去年は雪も少なかったが、今回、積雪で現況が分からないようでは意味がない。場所だけの見当で大体で農地であることの想像はつきながらも、見えるのは雪だけ。</p>
議長	<p>県の農業委員会である常設審議委員会も月に1回開催しているが、雪のない状態の写真なんかで事務局の説明で確認している。</p>
川崎委員	<p>書類作成時は雪がない状況かと思う。</p>
事務局	<p>申請者の申請書に基づいて確認している。</p>
川崎委員	<p>12月から3月くらいまでの申請案件については、申請者に四方向など指定して写真を添付していただくなど参考にしてください。</p>
議長	<p>現地確認の委員の皆さんも雪の中は大変であると思いますので、12月から3月の申請は、写真を添付していただくという提案でございます。</p>
事務局	<p>はい。ありがとうございます。</p>
議長	<p>その他、ご意見等ございますか。</p> <p>(沈黙 意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として決定いたしました。</p>
<b>【議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について】</b>	
議長	<p>次に、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に係る意見決定を求められています。</p> <p>資料16ページをご覧ください。利用権設定日は、令和3年3月31日です。農地中間管理機構と利用権設定される農地は、255,029㎡、貸し手は84名で借り手は18名、筆数は全部で171筆でございます。17ページから40ページは、契約に関する詳細な情報を表にしたものでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は、令和3年1月28日です。</p> <p>また、福井県農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地は、利用権設</p>

事務局	<p>定される農地と一致し、255,029㎡、貸し手は84名で借り手は18名、筆数は全部で171筆でございます。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項第3項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(沈黙 意見なし)</p> <p>その他、ご意見等ございますか。</p> <p>(沈黙、意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>その他 事務局からの連絡があれば願います。</p>
<b>【その他】 午後1時48分</b>	
事務局長	<p>はい。本日は、ご審議ありがとうございました。事務局から2点ございます。</p> <p>まず、新幹線工事関係の一時転用用地の更新に伴う農地法第5条の許可申請で、許可期間満了による急ぎの案件が2件ございまして、大変恐縮でございますが、2月に臨時で農業委員会総会を開催したいと考えておりますので、よろしく願います。</p> <p>臨時総会の日程でございますが、事務局案といたしまして2月22日(月)になりますが、午後1時30分からと考えております。よろしく願いますでしょうか。</p> <p>(沈黙 意見なし)</p> <p>会長よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>会場はここでよかったか。</p>
事務局長	<p>はい。</p> <p>それでは次回は2月22日(月)午後1時30分から、役場別館のここ第1会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしく願います。</p> <p>次に、農業用機械等利用標準料金につきまして、地域の実情に沿って市町が設定することになっており、毎年見直しを行い、標準料金を決めて、農業委員会の承認をいただいてから公表を行っております。令和3年度の農作業標準料金を設定するにあたり、標準料金設定協議会を開催したいと考えております。協議会メンバーにつきましては、農業委員から6名と越前たけふ農協南部支店の三田村支店長、農業公社の澤崎さんに入ってください構成いたす予定でございます。</p> <p>農業委員会からは、惣次会長、川崎副会長、委員の朝倉さん、小不動さん、借り手代表として植村さん、貸し手代表として岩寄さんをお願いしたいと思います。一応、この協議会につきまして</p>

事務局長	<p>は、2月22日の農業委員会の終了後に開催する予定としております。今ほど申しあげました6名の委員の皆さまには是非ともよろしくお願ひしたいと思います。お願ひにつきましては、以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>以上をもちまして、第3回南越前町農業委員会総会を終了させていただきます。</p> <p>閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願ひいたします。</p>
川崎会長職務代理者	あいさつ
<b>【農地利用最適化検討会】</b>	
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きこの会場にて、農地利用最適化推進委員さんも交えた農地利用最適化検討会を開催いたします。</p> <p>会場の設定をいたしますので、その間、委員の皆さまは休憩をお取りください。</p>
<b>【閉会】 午後1時55分</b>	